

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りではない。

- 12 総務大臣は、第1項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成 26 年度地方債同意等予定額について

平成 27 年 3 月
自治財政局

1. 同意等予定額の総額（国の補正予算（第 1 号）分）

- 地方公共団体から提出のあった起債予定額等に基づき、あらかじめ同意等予定額を通知。
- 今回通知する同意等予定額は、国の補正予算（第 1 号）に伴う事業等に係るもの。

	既通知額	今回通知額	累計通知額
通常収支分	12 兆 5, 311 億円	1, 123 億円	12 兆 6, 435 億円
東日本大震災分	1, 269 億円	—	1, 269 億円
総 額	12 兆 6, 580 億円	1, 123 億円	12 兆 7, 704 億円

- 今回分を含めた同意等予定額の累計は 12 兆 7, 704 億円で、既届出額 1 兆 9, 233 億円を加えると 14 兆 6, 936 億円となり、改正後の地方債計画額 13 兆 4, 076 億円の 109. 6%である。
- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債
公共事業等債（633 億円）、一般廃棄物処理事業債（175 億円）、
市場事業・と畜場事業債（67 億円）、下水道事業債（63 億円）

2. 同意等予定額の通知日

3 月 6 日（金）予定

○ 地方債同意等予定額について(平成26年度国の補正予算(第1号)分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正後) A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	51,061	16,589	44,953	981	62,523	▲11,462	122.4%
公共事業等	17,427	5,031	12,787	633	18,451	▲1,024	105.9%
公営住宅建設事業	1,133	624	1,024	16	1,664	▲531	146.9%
災害復旧事業	893		960	50	1,010	▲117	113.1%
教育・社会福祉施設等整備事業	5,160	1,404	4,374	223	6,001	▲841	116.3%
学校教育施設等	1,872	411	2,015	9	2,435	▲563	130.1%
社会福祉施設	457	328	405	8	740	▲283	161.9%
一般廃棄物処理	1,374	234	1,117	175	1,527	▲153	111.1%
一般補助施設等	907	80	514	31	625	282	68.9%
施設(一般財源化分)	550	351	324		675	▲125	122.8%
一般単独事業	20,065	9,220	19,445	58	28,723	▲8,658	143.1%
一般	4,373	3,413	4,402	4	7,819	▲3,446	178.8%
うち一般事業		3,413	3,772	4	7,189		
うち第3セクター改革推進債			630		630		
地域活性化	400	179	542		721	▲321	180.2%
防災対策	871	292	702		994	▲123	114.1%
地方道路等	3,221	2,738	2,037	1	4,776	▲1,555	148.3%
旧合併特例	6,200	1,651	8,086	53	9,790	▲3,590	157.9%
緊急防災・減災事業	5,000	947	3,676	0	4,623	377	92.5%
辺地及び過疎対策事業	4,153	0	4,004	1	4,005	149	96.4%
辺地対策	425		410	1	411	14	0.0%
過疎対策	3,728	0	3,594		3,594	134	96.4%
公共用地先行取得等事業	430	310	321		631	▲201	146.8%
行政改革推進	1,700		1,967		1,967	▲267	115.7%
調 整	100		71		71	29	71.2%
公営企業債	24,737	2,643	21,731	143	24,517	220	99.1%
水道事業	4,363	64	4,151		4,215	148	96.6%
工業用水道事業	210	61	137		198	12	94.3%
交通事業	1,803	427	1,509	11	1,946	▲143	107.9%
電気事業・ガス事業	228	1	251	2	254	▲26	111.5%
港湾整備事業	596	95	469	0	564	32	94.6%
病院事業・介護サービス事業	4,135	473	4,400		4,873	▲738	117.9%
市場事業・と畜場事業	1,041	276	181	67	524	517	50.3%
地域開発事業	1,083	192	892		1,083	▲0	100.0%
下水道事業	11,168	1,006	9,691	63	10,760	408	96.3%
観光その他事業	110	49	51		100	10	90.7%
(公営企業退職手当債)							—
臨時財政対策債	55,952		55,952		55,952	0	100.0%
退職手当債	800		2,596		2,596	▲1,796	324.4%
合 計	132,550	19,233	125,232	1,123	145,588	▲13,037	109.8%
減収補填債(5条分)			17		17		
減収補填債(特例分)			63		63		
総 計	132,550	19,233	125,311	1,123	145,668	▲13,037	109.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正後) A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	497		387		387	110	77.8%
公営住宅建設事業	440		347		347	93	79.0%
災害復旧事業	42		36		36	6	85.0%
一般事業	15		4		4	11	23.7%
公営企業債	31		11		11	20	36.5%
水道事業	2		1		1	1	60.0%
病院事業・介護サービス事業	5					5	—
市場事業・と畜場事業	4		0		0	4	6.8%
下水道事業	20		10		10	10	49.3%
被災施設借換債	15		3		3	12	22.9%
合計	543		401		401	142	73.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(2) 全国防災事業

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正後) A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	983		867		867	116	88.2%
全国防災事業	983		867		867	116	88.2%
合計	983		867		867	116	88.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
1 通常収支分	132,550	19,233	125,311	1,123	145,668	▲13,037	109.9%
2 東日本大震災分	1,526		1,269		1,269	257	83.1%
(1) 復旧・復興事業	543		401		401	142	73.9%
(2) 全国防災事業	983		867		867	116	88.2%
合計	134,076	19,233	126,580	1,123	146,936	▲12,780	109.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

	計	機 構				
		財政融資	市場公募	銀行等引受		
① 平成26年度地方債計画額	132,550	35,423	20,739	42,600	33,788	
② 同意等予定額	126,435	35,028	20,322	26,792	44,293	
都指道定府都 県市	75,617	13,628	7,352	26,759	27,879	
市特町別 村区	50,818	21,400	12,970	33	16,415	
内 訳	既 通 知 額	125,311	34,598	20,179	26,726	43,809
	都指道定府都 県市	74,817	13,367	7,255	26,692	27,502
	市特町別 村区	50,495	21,231	12,924	33	16,307
	今 回 通 知 額	1,123	430	143	66	484
	都指道定府都 県市	800	260	97	66	377
	市特町別 村区	324	170	46	—	108
③ 既届出額	19,232			10,828	8,404	
都指道定府都 県市	16,764			10,760	6,003	
市特町別 村区	2,469			68	2,401	
④ 小計 (②+③)	145,667	35,028	20,322	37,620	52,698	
都指道定府都 県市	92,380	13,628	7,352	37,519	33,882	
市特町別 村区	53,287	21,400	12,970	101	18,816	
⑤ H25補正繰越分	1,013	1,013				
⑥ 計画残額 (①－(④－⑤))	▲12,025	1,408	417	4,989	▲18,839	

- (注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているため、計とは一致しない場合がある。
(注) ④小計は、臨時財政対策債の既届出額を含んでいない。(臨時財政対策債は、発行可能額を同意等予定額として通知する。)
(注) ⑥計画残額は減収補填債80億円を除いた額との比較である。
(注) 平成25年度国の補正予算に伴う事業のうち国において平成26年度に繰り越した事業について、財政融資資金を充当する事業においては平成25年度の財政融資資金の繰越分を充当するため、④から除いた上で計画残額を算出している。

2. 東日本大震災分
(1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

	計				
		財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成26年度地方債計画額	543	369	174	—	—
② 同意等予定額	401	296	99	—	6
都指 道定 府都 県市	173	133	37	—	3
市特 町別 村区	228	164	62	—	3
内 既 通 知 額	401	296	99	—	6
都指 道定 府都 県市	173	133	37	—	3
市特 町別 村区	228	164	62	—	3
内 今 回 通 知 額	—	—	—	—	—
都指 道定 府都 県市	—	—	—	—	—
市特 町別 村区	—	—	—	—	—
③ H25補正繰越分	7	7			
④ 計画残額 (①－(②－③))	149	80	75	—	▲6

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。
(注) 平成25年度国の補正予算に伴う事業のうち国において平成26年度に繰り越した事業について、財政融資資金を充当する事業においては平成25年度の財政融資資金の繰越分を充当するため、④から除いた上で計画残額を算出している。

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

	計				
		財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成26年度地方債計画額	983	828	155	—	—
② 同意等予定額	867	620	189	18	40
都指 道定 府都 県市	317	283	16	18	—
市特 町別 村区	550	337	173	—	40
内 既 通 知 額	867	620	189	18	40
都指 道定 府都 県市	317	283	16	18	—
市特 町別 村区	550	337	173	—	40
内 今 回 通 知 額	—	—	—	—	—
都指 道定 府都 県市	—	—	—	—	—
市特 町別 村区	—	—	—	—	—
③ H25補正繰越分	13	13			
④ 計画残額 (①－(②－③))	129	221	▲34	▲18	▲40

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。
(注) 平成25年度国の補正予算に伴う事業のうち国において平成26年度に繰り越した事業について、財政融資資金を充当する事業においては平成25年度の財政融資資金の繰越分を充当するため、④から除いた上で計画残額を算出している。

3. 合計

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成26年度地方債計画額	134,076	36,620	21,068	42,600	33,788
② 同意等予定額	127,704	35,945	20,610	26,810	44,339
都指 道定 府都 県市	76,107	14,043	7,405	26,777	27,882
市特 町別 村区	51,597	21,901	13,205	33	16,457
内 既 通 知 額	126,580	35,514	20,467	26,744	43,855
都指 道定 府都 県市	75,307	13,783	7,308	26,710	27,506
市特 町別 村区	51,273	21,732	13,159	33	16,350
内 今 回 通 知 額	1,123	430	143	66	484
都指 道定 府都 県市	800	260	97	66	377
市特 町別 村区	324	170	46	—	108
③ 既届出額	19,232			10,828	8,404
都指 道定 府都 県市	16,764			10,760	6,003
市特 町別 村区	2,469			68	2,401
④ 小計 (②+③)	146,936	35,945	20,610	37,638	52,744
都指 道定 府都 県市	92,871	14,043	7,405	37,537	33,885
市特 町別 村区	54,065	21,901	13,205	101	18,858
⑤ H25補正繰越分	1,033	1,033			
⑥ 計画残額 (①－(④－⑤))	▲11,748	1,709	458	4,971	▲18,885

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(注) ④小計は、臨時財政対策債の既届出額を含んでいない。(臨時財政対策債は、発行可能額を同意等予定額として通知する。)

(注) ⑥計画残額は減収補填債80億円を除いた額との比較である。

(注) 平成25年度国の補正予算に伴う事業のうち国において平成26年度に繰り越した事業について、財政融資資金を充当する事業においては平成25年度の財政融資資金の繰越分を充当するため、④から除いた上で計画残額を算出している。